

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託 仕様書

1 事業名称

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託

2 事業目的

大正区役所庁舎は、昭和 47 年に竣工し、柱の壁面の汚れや過去の作業跡が目立っている。窓口カウンターや記載台、椅子等什器類は買入時期が各々異なり、経年劣化も相まって統一感がないため、国産木材を活用し、フロア整備を実施することで、大正区役所 2 階窓口サービス課の美観を向上し、来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすいフロアとすることを目的とする。また、木材の自然な風合いや調湿効果による利便性や快適性の向上、森林環境の保全や環境保護等への関心の向上や国産木材利用促進の啓発を図る。

3 期間、場所

① 期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで

※作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること。

（参考）開庁時間

月曜日から木曜日、第 4 日曜日：9 時から 17 時 30 分

金曜日：9 時から 19 時

※土曜日、日曜日（第 4 日曜日を除く）、祝日、国民の休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は閉庁

② 場所：大正区役所 2 階

4 受注者の義務

受注者は本業務委託に係る業務責任者を指定し、発注者との連絡調整等受託業務全般の管理を行うこと。

受注者は、選定結果通知（採用）受領後、速やかに企画提案内容をもとに実施案を策定し、当区と協議のうえ、確定した内容を実施すること。

なお、実施案の策定は当区と打ち合わせを実施するなどし、現場の意見を反映したうえで作成すること。

受注者は作業を円滑に進めるために、当区と密に連絡をとり、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認すること。また、受注者は当区から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告すること。

5 業務内容

来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすいフロアとし、環境にも配慮した空間に刷新する。国産木材を使用することにより来庁者に木の温もりが感じられる設えとし、施工箇所と施工箇所外との調和を図るなど、デザイン的な視点を配慮した設計とすること。なお、当区ではフロアごとに色調を決めているため、青色を基調とすること。

(1) 窓口カウンター及び待合スペースの什器類の整備

- ・別紙「整備箇所図」に記載する箇所において、国産木材を活用した窓口カウンター及び什器類への整備を行うこと。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、来庁者の離着席が安全に使用できることに加え、ローカウンターや記載台（ロータイプ）については、車いすのままでも利用できるよう工夫すること。
- ・新たに設置を希望する数量については次のとおりであるが、現状の機能を損なわない範囲において、企画提案による数量増は可とする。また、仕様・数量等については、発注者と協議により決定する。

名称	数量
窓口カウンター	1 式
記載台（ハイタイプ）	6 台（両面タイプなら 3 台）
記載台（ロータイプ）	1 台
椅子（待合用・3 人掛け）	10 脚
椅子（窓口用・1 人掛け）	12 脚

① 窓口カウンターの整備

- ・既存の窓口カウンターを撤去し、国産木材を使用した窓口カウンターに入れ替えること（カウンターの脚と床との接地面については別紙整備箇所図④参照）
- ・位置は現状のままとすること。
- ・隣同士のプライバシー保護の観点から衝立を設置し、職員と来庁者の間には飛沫防止対策を施すこと。
- ・契約締結後、設計図面を発注者あて提出し承諾を得ること。

② 待合スペースの什器類の整備

- ・既存の什器を国産木材を使用した什器に入れ替えること。
- ・椅子（待合用）については、来庁者が長時間座っていても快適に待つことのできる仕様とすること。

(2) 窓口サービス課内のサイン及び柱壁面の改善

① サイン

- ・来庁者目線での伝達に努めわかりやすくスムーズに内容が伝わるように工夫すること。
- ・言語は漢字、ひらがなの他、英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語及び「やさしい日本語」での表記も考慮すること。また、その他の言語についても対応できる場合は、その言語についても提案可能とする。なお、多国語作成の費用も受注者負担とする。
- ・将来の組織改正等の見直しに対して、変更が容易でかつ低予算で実施できるものを採用すること。

② 柱壁面

- ・壁面に木質パネルを取り付ける等し、色調・デザイン性などに統一性を持たせること。
- ・庁舎の構造上の変更は伴わないものであること。

（３） 不用物品等の撤去・処分

本業務実施により撤去した不用物品等については、受注者がその物品等の撤去及び処分を行うこと。施工時には、必要に応じて剥離清掃を行うなど、庁舎の美観を損なわないようにすること。ただし、椅子の撤去及び処分の可否については発注者の指示に従うこと。

（４） 施工の総括管理業務

上記（１）から（３）の業務実施に係る全工程、各関係業者間及び当区との連絡調整等の総括管理を行うこと。

6 独自提案

業務対象範囲の内外で本仕様書に記載されていない内容であっても、次の趣旨に沿う提案は可能とする。

- （１） 庁舎全体の雰囲気を損なわず、調和のとれたものとする。
- （２） 来庁者にとって、快適で利用しやすい区役所づくりに資する整備であること。
- （３） 国産木材を活用したフロア整備やデザイン性の向上に資する整備であること。
ただし全体と調和のとれたものとする。
- （４） 来庁者が快適に過ごせるための木製什器類等の追加整備。
- （５） フロア整備にあたり、庁舎の構造上の変更は伴わないこと。

7 業務計画

受注者は、通常の窓口業務に支障がないように配慮しながら本業務を確実に実施できる具体的な計画を立て、滞りなく業務を履行できる体制を整えること。なお、作成した業務計画については、契約締結後 30 日以内に当区に提出すること。

8 事業報告

業務記録写真（実施前・実施中・実施後）を必ず撮影し、業務完了時に事業完了報告書と共に提出することとし、施工内容が写真で判断しにくい場合は説明図等を添付すること。なお、当区から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかにこれを行うこと。

9 国産木材使用に関する特記事項

- (1) 大阪市グリーン調達方針 (3) オフィス家具等の基準を満たすこと。
- (2) 本業務はその財源として森林環境譲与税を用いることから、森林の整備の促進を目的とする「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨を踏まえ、国産木材を使用すること。
- (3) 設置時に国産木材を使用したことを証明する書類（木材産地が分かる出荷証明書等）を提出すること。
- (4) 家具材として十分な強度を担保し、長期間の使用に耐えうること。
- (5) 構造は十分な強度を持っていること。また、工作は確実であること。
- (6) 通常の使用による故障及び木材の乾燥不足による反りや割れといった不具合については、物品納品後1年間保証すること。
- (7) 使用者の安全性に配慮し、表面処理を施すなど、安全性に十分配慮すること。
- (8) 森林環境譲与税活用についての文言を表示したプレートや焼き印等を受注者が作製し、来庁者の目にとまる箇所に貼付すること。なお、事前に当区担当者にサンプルを提示し承認を受けること。
- (9) 仕様木材について種類は問わないが、整備空間に合う風合い・色等を考慮すること。

10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
(委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等)
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、

発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事故及び災害の防止に万全を期すること。また、搬出、搬入及び設置作業等に関わる安全管理は、受注者の責任でこれを行うこと。
- (2) 備品類の移設・設置などの作業において、同備品類、床、壁、天井等の清掃及び補修が必要となった場合は、適切な措置を施すこと。また、粉じんの除去等の清掃も行うこと。
- (3) 受注者は「5 業務内容」に伴う物品の移動等の業務を行わなければならない。書類等の撤去や再設置する作業は発注者で行うが、それ以外の作業や必要な用品の準備は、受注者で行うこととする。
- (4) 窓口等の庁舎整備後、即時に業務を円滑に開始することができる状態で当区に引き渡すこと。
- (5) その他、業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに当区に連絡し、指示を受けること。
- (6) 本業務は、その財源として森林環境譲与税を用いることから、国産木材の使用に係る経費の内訳が記載された明細書を作成し、提出しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて当区と受注者が協議のうえ定めるものとする。

12 委託料の支払い等

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当区は、契約金額以外の費用を負担しない。

業務完了後、当区の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

13 その他

- (1) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
- (3) 本業務における提出資料、データ等を含む成果物の瑕疵担保期間は、本業務完了後 2 年間とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、本業務が終了した後も同様とする。また、提出資料を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当区の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 業務の事業計画については事業開始時に打ち合わせを行う。
- (6) 契約の締結は、令和 7 年度予算が成立したときとする。

14 担当

551-8501

大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号

大阪市大正区役所窓口サービス課

電話：0 6 - 4 3 9 4 - 9 9 6 3

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大正区役所総務課庶務グループ）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大正区役所総務課庶務グループ）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

【大正区役所総務課庶務グループ 連絡先：06-4394-9625】

（発注者：大阪市 受注者：事業者）

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

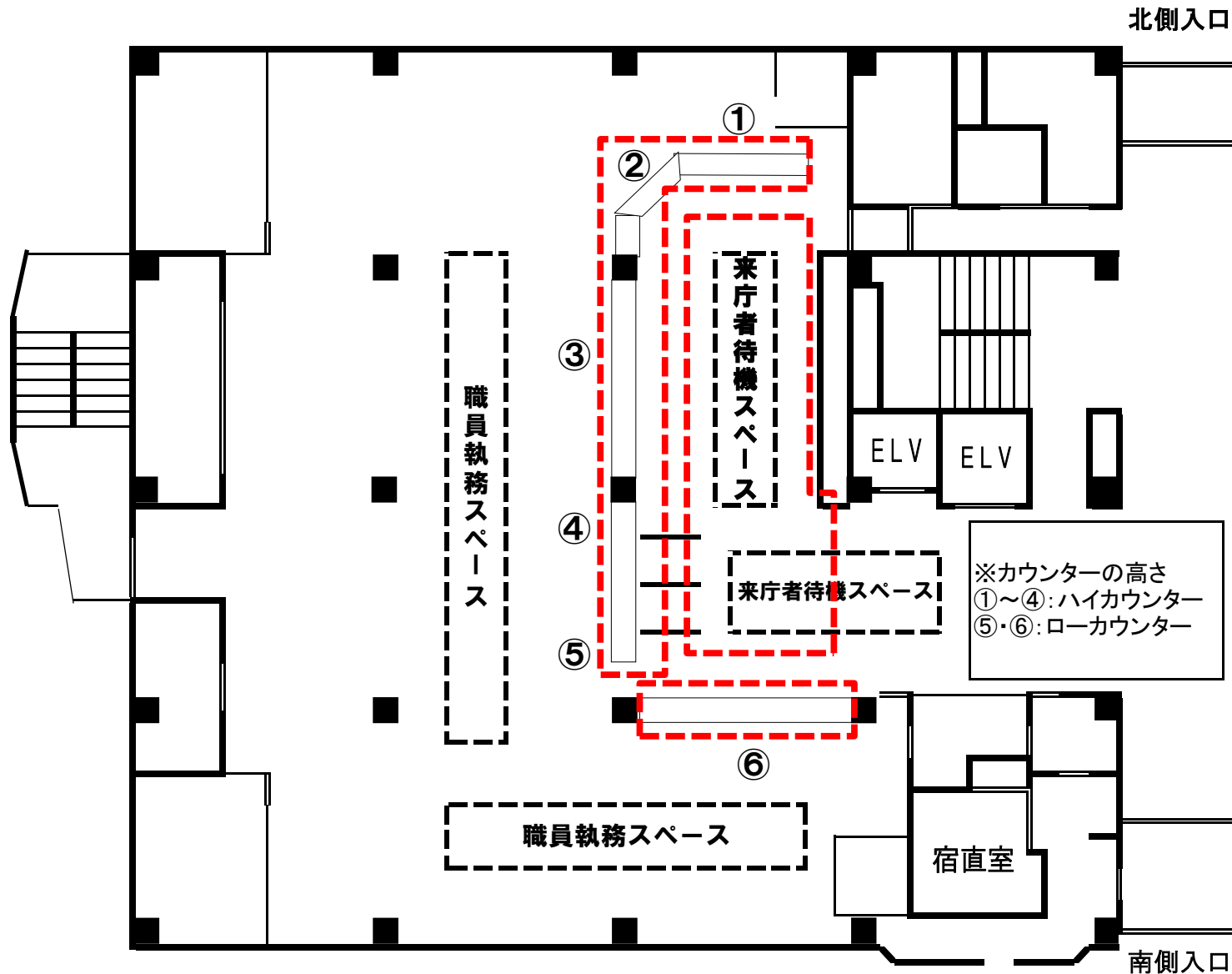
大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

整備箇所図①

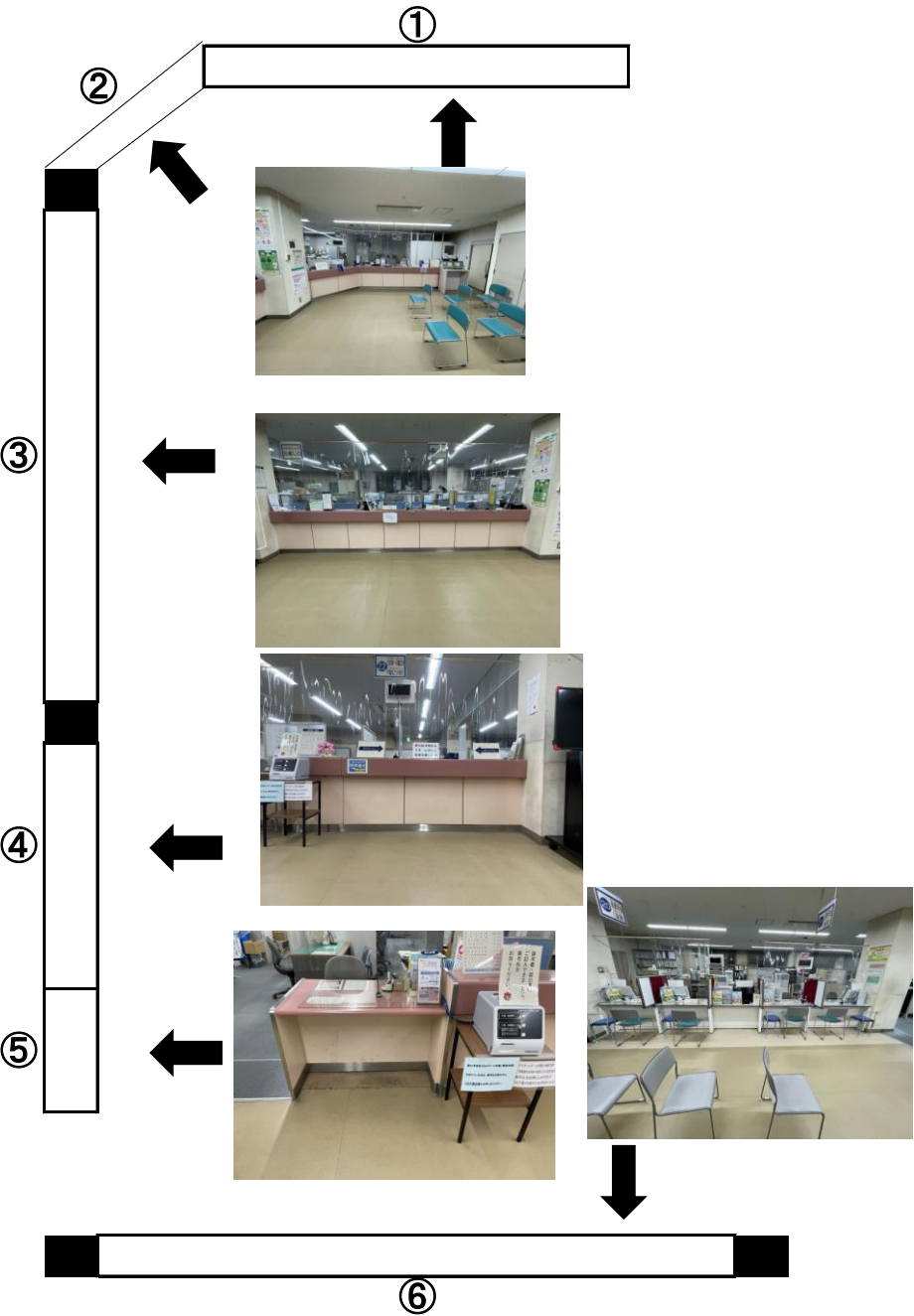
大正区役所庁舎2階（平面図）

…整備箇所



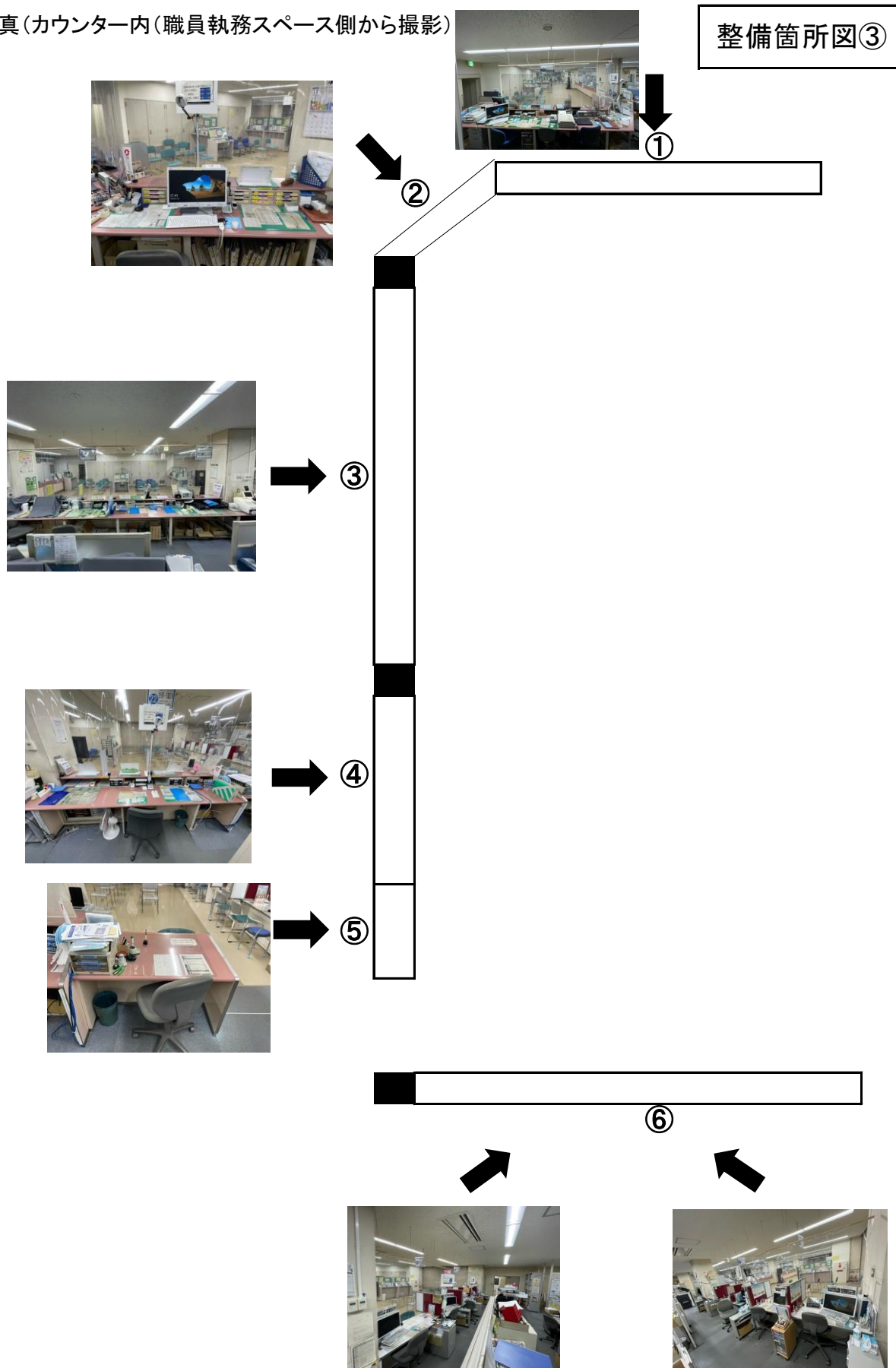
現場写真(カウンター正面(来庁者待機スペース側)から撮影)

整備箇所図②



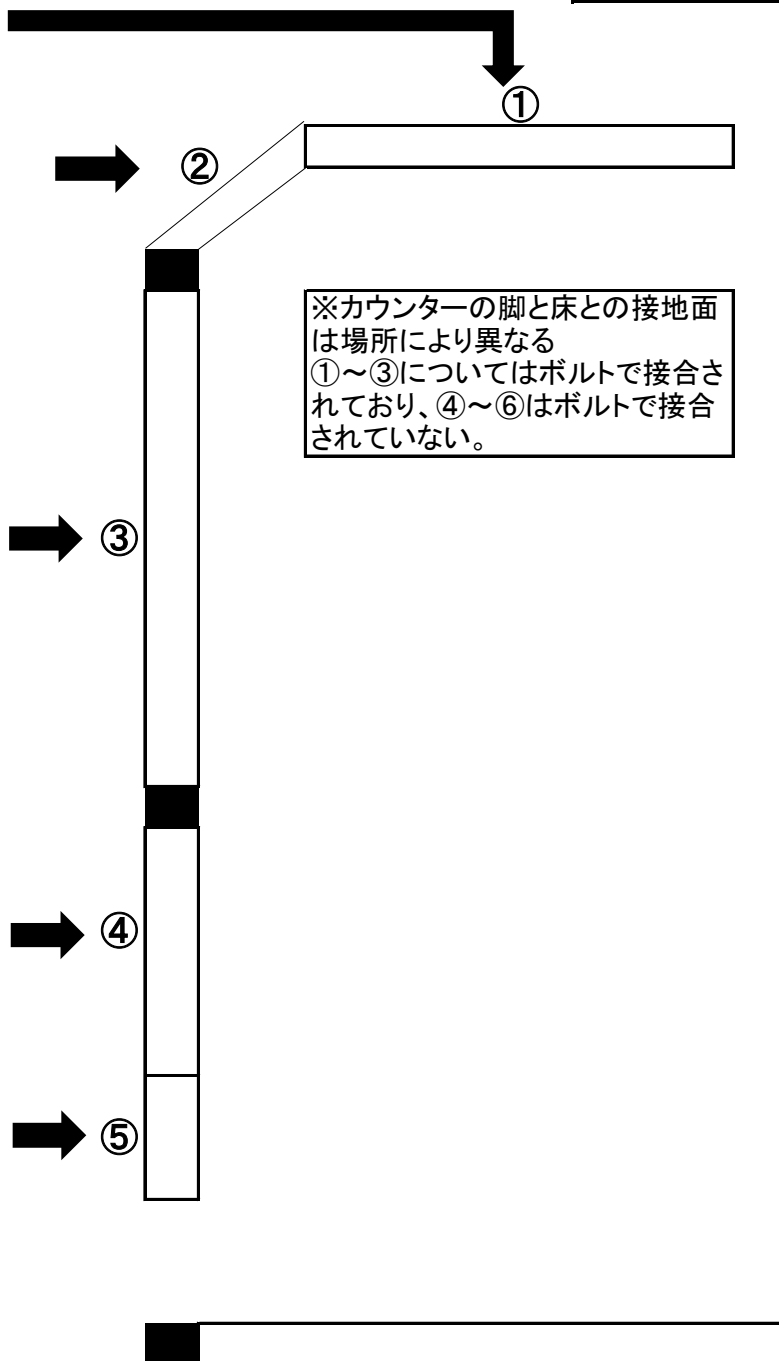
現場写真(カウンター内(職員執務スペース側から撮影)

整備箇所図③



現場写真(カウンター内(職員執務スペース側から撮影)の床との接地面)

整備箇所図④



※カウンターの脚と床との接地面
は場所により異なる
①～③についてはボルトで接合さ
れており、④～⑥はボルトで接合
されていない。

